

松戸市行政組織条例の制定について

松戸市行政組織条例を別紙のように定める。

平成24年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

複雑化かつ多様化する市民ニーズに対応し、行政サービスの向上及び効率化に向けた組織の全面的な見直しを行うため。

松戸市行政組織条例

松戸市行政組織条例（平成 1 1 年松戸市条例第 2 3 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、本市に次の部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 総合政策部
- (3) 財務部
- (4) 市民部
- (5) 経済振興部
- (6) 環境部
- (7) 健康福祉部
- (8) 福祉長寿部
- (9) 子ども部
- (10) 街づくり部
- (11) 建設部

（総務部の所掌事務）

第 2 条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 議会との連絡及び行政一般に関すること。
- (2) 職員の人事及び組織の事務効率に関すること。
- (3) 男女共同参画社会実現に係る施策に関すること。
- (4) 災害対策に関すること。
- (5) 情報施策に関すること。
- (6) 統計に関すること。
- (7) 人権に関すること。
- (8) その他他の部の主管に属しない事務に関すること。

（総合政策部の所掌事務）

第3条 総合政策部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市経営の基本政策の企画立案及び施策の調整に関すること。
- (2) 市政についての要望等の緊急処理及び連絡に関すること。
- (3) 儀式及び秘書に関すること。
- (4) 広聴及び広報に関すること。
- (5) 市民相談に関すること。

(財務部の所掌事務)

第4条 財務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算、管財及び財務に関すること。
- (2) 契約及び工事検査に関すること。
- (3) 税務に関すること。

(市民部の所掌事務)

第5条 市民部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) コミュニティの振興に関すること。
- (2) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (3) 町名町界の変更に関すること。
- (4) 安全対策に関すること。

(経済振興部の所掌事務)

第6条 経済振興部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 商業、工業、農業、林業及び水産業に関すること。
- (2) 経済振興及び観光に関すること。
- (3) 消費者行政に関すること。
- (4) 労働に関すること。
- (5) 競輪に関すること。
- (6) 文化及び国際化施策に関すること。

(環境部の所掌事務)

第7条 環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境の保全に関すること。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

(健康福祉部の所掌事務)

第8条 健康福祉部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 市民の健康に関すること。
- (3) 予防衛生に関すること。
- (4) 墓地及び埋火葬に関すること。
- (5) 地域福祉に関すること。
- (6) 援護に関すること。

(福祉長寿部の所掌事務)

第9条 福祉長寿部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者及び障害者の福祉に関すること。
- (2) 国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療に関すること。
- (3) 公的扶助に関すること。
- (4) 国民年金に関すること。

(子ども部の所掌事務)

第10条 子ども部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉に関すること。
- (2) 青少年の健全育成に関すること。
- (3) 子育て支援に関すること。

(街づくり部の所掌事務)

第11条 街づくり部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 新市街地の開発計画に関すること。
- (3) 土地区画整理事業及び都市再開発事業に関すること。
- (4) 建築指導及び建築確認に関すること。
- (5) 公共施設の建築及び保全に関すること。
- (6) 住宅政策に関すること。

(7) 交通政策に関すること。

(8) 緑と花に関すること。

(9) 公園に関すること。

(建設部の所掌事務)

第12条 建設部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 道路に関すること。

(2) 橋りょうに関すること。

(3) 河川及び清流に関すること。

(4) 下水道に関すること。

(内部組織)

第13条 各部に、課等の内部組織を置くものとし、その設置及び所掌事務の範囲は、規則で定める。

(主管の明らかでない事務等の事務分掌)

第14条 主管の明らかでない事務又は臨時若しくは特別の事務の事務分掌は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(松戸市水防協議会条例の一部改正)

2 松戸市水防協議会条例（昭和58年松戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条中「都市整備本部建設担当部」を「建設部」に改める。